

特殊詐欺事件の発生について

1 認知日

令和8年1月22日（木）

2 発生日

令和8年1月17日（土）から令和8年1月20日（火）までの間

3 被害品

- (1) 電子マネー合計18万2,800円相当
- (2) 現金合計65万6,400円

4 被害者

橋本市内居住 50代 男性

5 状況

被害者は、令和8年1月17日、SNS上で「さみしいので、誰か連絡してくれませんか。」と書かれた女性を騙る人物の投稿を見つけ、そのアカウントをフォローしました。

すると、相手方から、「無料で好みの女性を選んで話す機会を提供する」旨のメッセージが届き、このサービスを運営する相手方とやりとりを始めました。

被害者は、女性と会う方法を相手方に確認したところ、「双方の人身安全等を確保するために、保障に入る必要がある。」などと言われたため、保障代として4,800円を相手方から指定された口座に振り込みました。

その後、補填費用という名目で相手方から被害者の口座に6,240円が返金されましたが、デートまでのサポート費用や女性を他の男性に紹介することを禁止するための費用を要求されたので、被害者は電子マネーを送信したところ、再び送信した金額以上のお金が被害者に返金されました。

ところが、次に、相手方から、返金するとの約束の上で、デートをする女性が万が一来なかった場合の保険代を要求され、この費用を電子マネーで送信したところ、相手方から、「返金先の口座に盗難防止措置が執られており、解除する必要がある。」などと言われ、その代金として現金651,600円を要求されました。

被害者が、このお金を相手方から指定された口座に振り込んだところ、さらに現金の要求があったため、不審に思い弁護士に相談したところ、「詐欺である。」と言われ、本日、当署に届け出たものです。

6 その他

和歌山県警察では、

特殊詐欺被害防止専用フリーダイヤル

その話ホンマに大丈夫？かけて損なし『ちょっと確認電話』

電話番号 0120-508（これは）-878（わなや）

を開設（24時間）しています。

SNSで知り合い、会ったこともない人から「必ず儲かる」、「投資の仕方を教えてあげる」、「電子マネーを買って番号を教えて」、「キャッシュカードを渡して」などといった誘いを受ければ、詐欺を疑い、すぐにちょっと確認電話にて確認してください。